資料1

これまでの議論を踏まえた論点整理

令和2年8月28日 国土交通省 航空局



(航空保安に関する基本的な考え方及び制度的検討の必要性)

く共通認識>

- 国際的なテロ等の脅威は厳しさを増しており、<u>航空機の安全な運航を支える航空保</u> 安の取組が一層重要。
- その取組は、クリーンエリアを含む制限区域や一般区域等における、航空会社、空港管理者、検査会社等の様々な関係者の活動により成り立っており、関係者間での有機的な連携を構築することが必要。
- その中でも、特に航空機と空港の間に存在するクリーンエリアは、多くの関係者が関 わる区域であり、また、多数の旅客が混在するという性質を持つことから、その<u>健全</u> 性確保の手段である保安検査が非常に重要。
- ・ 一方で、保安検査については、昨今、<u>持込制限品の未検出事案が相次いで発生するなど、トラブルが多発</u>。その背景には、<u>保安検査に対する旅客の認識不足</u>、旅客からの厳しいクレームへの対応などの<u>検査員の劣悪な労働環境</u>、低賃金・長時間拘束を理由とした高い離職率などによる人手不足、責任主体や契約手続きに関する<u>複雑な業界構造</u>等の多くの課題が存在。

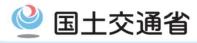


(航空保安に関する基本的な考え方及び制度的検討の必要性)

く共通認識:続き>

- このため、将来のインバウンド増大等を見据え、<u>保安検査に係る諸課題の解決は喫緊の課題であり、制度的な見直しを含めた方策の検討が必要</u>。
- 方策の検討にあたっては、空港の規模や運営のタイプに応じた多様な現状も踏まえ、 段階的に実施することを視野に、<u>短期/中長期の別に取り組むべき事項を整理</u>する ことが必要。

①保安検査の位置付けについて(論点整理)



く共通認識>

• 航空機内への危険物等の持ち込み防止の前段階として、クリーンエリア入口での保 安検査が円滑・迅速・確実に実施できるよう、保安検査の法律上の根拠を明確にし、 実効性を担保すべき。

くさらに検討を深めるべき事項>

法令改正により措置するには、現行法令上の義務・罰則等の規定との整合性、保安対策全体を踏まえた制度構築等法技術的な論点も存在することから、<u>海外事例をより広範に深く精査</u>の上、<u>実効性担保に必要な制度のあり方</u>について、以下の諸点を中心に<u>詳細な検討を進める</u>ことが必要ではないか。

- **保安検査の法的な実効性確保**:保安検査を有効に機能させるため、<u>航空機搭乗旅客に対する保安検査の義務付け及びペナルティを法令上明記</u>することが必要ではないか。
- **対象となる人の範囲**: 航空機搭乗旅客に加え、<u>空港従業員(乗務員、構内営業者等)</u> も対象とすべきか否か。
- 適切なペナルティのあり方:無検査でのクリーンエリアへの侵入、危険物のクリーンエリアへの持ち込み等の行為に対して、適切なペナルティのあり方について検討すべきではないか。

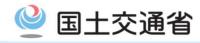
①保安検査の位置付けについて(論点整理)



くさらに検討を深めるべき事項:続き>

- ・ <u>検査の責任主体</u>: 役割分担のあり方や量的・質的向上策の議論も踏まえ、どのような 者を責任主体とすべきか、また、検査の責任主体・実施主体について、それぞれ<u>制度</u> 上どのように位置付けるべきか。
- 実態面の実効性確保方策:法的規制の実効性を確保するための方策(国、航空会社、空港、検査会社等による旅客への周知の強化、設備面での対応、警察との連携等) をあわせて講じる必要がないか。
- ・ <u>クリーンエリア以外の保安対策</u>:上記のクリーンエリアでの保安対策の検討にあたって、クリーンエリア以外の制限区域や一般区域における保安対策(例えば、ビジネスジェット旅客、受託手荷物、貨物等)との関係についても、国際ルールや海外事例等を踏まえつつ整理する必要があるのではないか。

②保安検査に関する役割分担や連携について(論点整理)



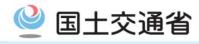
く共通認識>

- 様々な主体間の役割分担を明確化した上で、<u>連携を強化</u>すべき。
- 一部空港で導入された<u>事務委任</u>により空港運営サイドの関与を強めたことについては、一定の効果があり、取組を推進すべき。

くさらに検討を深めるべき事項>

- 航空会社以外の関与を深めることについて、<u>海外事例を精査</u>の上、<u>空港の規模や</u> <u>運営のタイプに応じ、国や空港管理者が保安検査の効果的な実施に寄与できる方</u> <u>策や制度面で手当てすべき点</u>について、<u>詳細な検討を進める必要</u>があるのではないか。
- 国際ルールにおいて国が定めることとされている「国家民間航空保安プログラム (NCASP)」では、一定の関係者間の役割分担が定められているが、関係者間での有機的な連携を図る観点から、国の関与や役割も含め、制度的に役割分担を明確化する方策について、検討を進める必要があるのでないか。

③保安検査の量的・質的向上について(論点整理)



く共通認識>

• <u>保安検査の量的・質的向上が必要</u>であり、そのためには、海外事例もより深く精査 の上、先進機器の導入や検査員の質の担保に係る具体的な方策の検討を踏まえ、 必要な財源のあり方やその他の制度面での手当てについて検討すべき。

くさらに検討を深めるべき事項>

以下の点について、量的・質的向上を実現するための<u>財源のあり方</u>や<u>その他の制度</u> <u>面での手当て</u>が必要な事項について、<u>詳細な検討を進める</u>ことが必要ではないか。

- <u>先進機器の導入</u>:保安検査のより一層の高度化や円滑化の観点から、<u>先進機器</u> <u>のさらなる導入について、内容、規模等の詳細な検討を進めることが必要</u>ではないか。
- ・ 検査員等の質の担保:検査会社等に対する国の監督のあり方や、保安検査員の 教育その他質の担保のあり方について見直すべき点がないかどうか、詳細な検討 を進める必要があるのではないか。
- ・ <u>保安対策の費用確保</u>:先進機器の導入、検査員の質の担保等の量的・質的向上 策のための具体的方策を踏まえた上で、<u>財源となる保安料の水準・徴収方法・充</u> <u>当のあり方</u>について、<u>引き続き検討を進める</u>必要があるのではないか。